

Nagoya University Asian Law Bulletin 規程

2016年6月1日改訂

2015年7月1日

編集委員会

1. 目的

本誌は、アジア諸国の法律・政治、法整備支援、および社会科学領域における日本語教育に関する学術研究に寄与することを目的とし、これらの分野における研究発表および情報提供の機会を提供する。

2. 投稿資格

以下に掲げる者は、本誌に投稿することができる。

- ①法学研究科および法政国際教育協力研究センターの専任教員、特任教員、研究員
- ②CALE 外国人研究員、CALE 院生・ポスドク研究協力員
- ③法学研究科の大学院生（指導教員による掲載の承認を要する。）
- ④その他編集委員会が認めた者

3. 掲載の種類

本誌には、第1項の分野に関する「論説」、「研究ノート」、「判例評釈」、「書評」、「資料」および「紹介」等の研究成果を掲載する。

その他、名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議等の記録を掲載する。

4. 使用言語

本文の使用言語は、日本語または英語とする。

5. 字数

- (1) 和文原稿の場合、「論説」は2万字程度、「研究ノート」等その他の場合は1万字程度とする。英文原稿の場合、「論説」は8千語程度、「研究ノート」等その他の場合は4千語程度とする。（図表、注、参考文献を含む。）
- (2) 「研究ノート」等その他の場合であっても、貴重な資料を紹介する等の理由により、内容の性質上必要であると編集委員会が認める場合は、和文原稿は2万字程度まで、英文原稿は8千字程度まで掲載できるものとする。
- (3) 研究報告等の記録については、字数制限を設けない。

6. 英文要旨

「論説」および「研究ノート」には、本文の使用言語に関わらず、300語程度の英文要旨を添付する。

7. 執筆要領

原稿の執筆に関わる事項については、執筆要領を別途定める。

8. 投稿

- (1) 投稿希望者は、発行3ヶ月前までに、編集委員会にメールで原稿を送付する。(送付先: cale-publication@law.nagoya-u.ac.jp)
- (2) 投稿の2週間前までに、原稿のタイトル、掲載の種類(論説・研究ノート等)および字数について、編集委員会に連絡をしなければならない。
- (3) 投稿原稿は、完成原稿であること、未発表であることを要する。

9. 審査

- (1) 原稿は、編集委員会における一定の審査をおこなったうえで掲載する。
- (2) 投稿原稿については、内容・テーマ等を考慮し、編集委員会が1名または2名の査読者を選任することができる。
- (3) 編集委員会は、査読者の意見をふまえて、掲載の可否を決定する。掲載の可否は、メールで投稿者に通知する。

10. 校正

初校のみを著者校正とし、その時点での大幅な加筆・修正は原則として認められない。

11. 発行

- (1) 本誌は、原則として年2回発行する。創刊号は2016年6月1日発行とする。
- (2) 本誌は、PDF版を法政国際教育協力研究センター(CALE)ホームページに掲載する。

以上